

かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、次世代自動車（燃料電池自動車（FCV）及び電気自動車（EV））の普及等を目的として設置する「かながわ次世代エネルギーシステム普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 次世代自動車の普及推進方策の検討
- (2) 次世代自動車の普及啓発
- (3) 水素・燃料電池、蓄電池の普及拡大に関する事項
- (4) その他次世代エネルギーシステムの普及推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる会員で構成する。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室長を持って充てる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会において、必要があると認めるときには、その会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会には、水素・燃料電池自動車（FCV）部会及び電気自動車（EV）部会を設置する。

- 2 部会の設置に関する事項は別に定める。

(ワーキンググループ)

第7条 各部会には、必要に応じてワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの設置に関する事項は別に定める。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開とする。

- 2 傍聴に係る手続等の必要な事項は別に定める。
- 3 会議の議事録は、すみやかに公開する。
- 4 議事録に会員名を記載する場合は、全会員の了解を得る。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が担う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月 日から施行する。

## 別表

区分	会員	備考
自動車メーカー	いすゞ自動車株式会社	
	スズキ株式会社	
	株式会社SUBARU	
	トヨタ自動車株式会社	
	日産自動車株式会社	
	本田技研工業株式会社	
	マツダ株式会社	
	三菱自動車工業株式会社	
	三菱ふそうトラック・バス株式会社	
電池メーカー	エリーパワー株式会社	
	<u>株式会社AES Cジャパン</u>	
	フォーアールエナジー株式会社	
水素・電気供給事業者	岩谷産業株式会社	
	ENEOS株式会社	
	コスモ石油株式会社	
	株式会社JERA	
	大陽日酸株式会社	
	東京ガス株式会社	
	東京電力パワーグリッド株式会社	
日本エア・リキード <u>合同会社</u>		
水素関連事業者	株式会社鈴木商館	
	株式会社タツノ	
	千代田化工建設株式会社	
	東芝エネルギーシステムズ株式会社	
	トキコシステムソリューションズ株式会社	
	那須電機鉄工株式会社	
	日本製鋼所 M&E 株式会社	
	三菱化工機株式会社	
学識経験者	内田 裕久 (東海大学 特別荣誉教授/国際水素エネルギー協会 フェロー・副会長)	
	原田 亮 (東海大学工学部特定研究員(兼任)総合科学技術研究所研究員/ (国研)産業技術総合研究所招聘研究員/水素エネルギー協会名誉会員)	
行政	<u>経済産業省関東経済産業局</u>	
	横浜市	
	川崎市	
	相模原市	
	神奈川県	座長

(区分毎に五十音順)